

第十一号様式（第三十八条関係）（平三国家令九四・通知、平一六国家令四七・令元国家令二〇・令二国家令七・一部改正）
 （用紙の寸法は、日本産業規格 B 8 とする。）

(表)

第 身 分 証 明 書	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">字 真</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職 氏 名</td> <td style="text-align: center;">名 所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">名 所</td> </tr> </table>	字 真	住 所	職 氏 名	名 所	生 年 月 日	名 所
字 真	住 所						
職 氏 名	名 所						
生 年 月 日	名 所						
右は、港湾法第五十六條の五第二項の規定により同法第四十三條の十一 第十二項に規定する港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入ること ができる者であることを証する。							
発行機関名							
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">発行機関印</td> </tr> </table>		発行機関印					
発行機関印							

(裏)

港湾法抜粋
 (報告の徴収等)
 第五十六條の五

2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必
 要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受
 けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求
 め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の
 事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する
 施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ
 ることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を
 携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のた
 めに認められたものと解してはならない。